

平成 31 年 3 月 29 日
(独)海技教育機構

平成30年4月に発生した練習船日本丸実習生の転落事故再発防止対策について

○ 事故の発生と再発防止に向けた取り組み

平成30年4月2日、独立行政法人海技教育機構の練習船「日本丸」において、海上技術短期大学校の実習生が、マストに登る訓練中に、甲板上の高さ約11mの位置から甲板に転落し、搬送先の病院で亡くなるという事故が発生しました。

海技教育機構においては、事故直後より帆船2隻(日本丸、海王丸)におけるマスト登りを伴う訓練を全て中止し、専門的知見を有する第三者からなる「日本丸事故再発防止対策検討委員会」において検討を始め、ハード・ソフト両面における必要な再発防止対策について「(別添)報告書」のとおり取りまとめました。

また2月28日には、国土交通省運輸安全委員会から、日本丸実習生死亡事故に係る船舶事故調査報告書が公表され、再発防止策が示されました。

これらを受け、当機構では、事故の発生を重く受け止めるとともに、この事故を教訓として、下記のとおり、再発防止に全力で取り組んでまいります。

記

I. 安全対策の基本的考え方

- 運輸安全委員会よりご指摘のあった再発防止対策を確実に実施します。
- 取りまとめた個々の対策について、実地検証によりその有効性を確認の上、必要な対策を講じます。
- 新たな訓練プログラムや基準の策定及び実地検証に基づく安全設備の設置等については、それらの準備が整い次第、改めて専門的知見を有する第三者の評価を受けることとします。
- 教育訓練における安全は、当組織の根幹をなすものであることを学校、練習船および本部役職員が認識し、強い意志と一人ひとりの役割と責任を自覚のもと、安全な教育環境を実現するべく、安全推進活動を着実に進めます。

Ⅱ. 具体的な安全対策の概要

(○:運輸安全委員会調査報告書に盛り込まれた再発防止策に相当する対策)

(1)教育訓練関係

- 当機構の学校等が、練習帆船で航海系の訓練を行う実習生に対し、予め登しよう訓練等への参加の意向を確認し、訓練参加の可否を判断する仕組みの導入
- 登しよう訓練の時間配分、人数と回数、教官配置などについて、余裕を持った訓練プログラムの導入
- 実習生の訓練参加に係る身体的基準を定めるとともに、定期的に「ぶら下がりテスト」を実施することにより身体能力を確認する機会の導入
- 日々の緊張度や疲労度並びに訓練に対する不安感を確認し、その都度訓練参加の可否を判断する手順の導入
- 登しよう訓練中の実習生が、不調を申し出たり、登しようを断念した場合に、複数の教官が付き添い、甲板上まで降下させる手順の導入

(2)安全設備関係

- 高所作業やマストの昇降(上下方向の移動)時に使用する墜落防止機能を備えたワイヤロープ巻き取り装置(以下、「安全ブロック」)の導入
- 高所作業用のフルハーネス型安全带(墜落制止用器具)の導入
- 転落がオーバーハング箇所が発生したことを踏まえ、オーバーハング箇所をなくするための補助的な縄梯子の設置
- 高所での水平方向移動時の墜落を防止するため、フルハーネス型安全带のフックを増設
- 転落事故に備えた、墜落時の衝撃吸収用ネット等の設置の検討
- 墜落による危険を防止する墜落時保護用ヘルメットの採用

(3)安全管理体制

- 安全推進活動として、次の5項目の実行
 - ① 「安全憲章」の制定
 - ② 学校から本部への報告体制等の構築
 - ③ 安全衛生に係る会議体の整理、見直し並びに見直しに伴う規程の改正
 - ④ 年度単位の活動計画の策定
 - ⑤ 安全文化醸成を目的とした活動の推進
 - ・ ヒヤリハット事象の蓄積と解析による災害の未然防止への取り組み
 - ・ リスクの検証に基づく安全キャンペーンの実施

以上